

## 第 6 編 執務環境測定

# 第1章 執務環境測定

## 第1節 空気環境測定

### 1.1.1 適用

に関する法律で規定する特定建築物において空気調和設備及び機械換気設備を設けている居室に適用する。

### 1.1.2 測定結果の報告

測定結果の報告は、第1編 第1章 第4節 1.4.6「業務の報告等」による。なお、測定の結果、管理基準値に適合しない場合には、その原因を推定し、施設管理担当者に報告する。

### 1.1.3 空気環境測定

- (a) 測定位置等は、当該建築物の通常の使用期間中に、室内については各階毎に居室の適切な位置の床上75cm以上120cm以下の高さで測定し、外気については外気取入口付近及び1階出入口付近で測定するものとする。
- (b) 測定周期は、2月に1回とする。
- (c) 測定点数は、表1.1.1による。

表 1.1.1 測定点数

特定建築物の延べ床面積	測定を要する延べ床面積に対し1測定点当たりの床面積	外気の測定点数
3,000m <sup>2</sup> 未満	300m <sup>2</sup>	2点

- (注) 1. 測定を要する延べ床面積とは、空気調和設備及び機械換気設備を設けている居室の延べ床面積をいう。
- 2. 算出値の小数点以下は、切り上げる。

- (d) 室内の場合の測定項目及び測定機器は、表1.1.2による。
- (e) 外気の場合の測定項目及び測定機器は、表1.1.2による。ただし、気流の測定は行わない。
- (f) 室内の環境測定において床上10cmの高さでの温度測定の必要がる場合には特記による。

本節は、建築物における衛生的環境の確保

測定項目	測定器等	管理基準値
1. 浮遊粉塵の量	グラスファイバーろ紙 (0.3 $\mu$ ) のステアリン酸粒子を 99.9%以上捕集する性能を有するものに限る) を装着して相対沈降径がおおむね 10 $\mu$ 以下の浮遊粉塵を重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の指定した者により当該機器を標準として較正された機器	空気 1m <sup>3</sup> につき 0.15mg 以下
2. 一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器又はこれらと同程度異常の性能を有するもの	(注) 100 万分の 10 (厚生労働省令で定める特別の事情がある建築物にあっては厚生労働省で定める数値) 以下
3. 炭酸ガスの含有率	検知管方式による炭酸ガス検知器又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	100 万分の 1、000 以下
4. 温度	0.5 度目盛の温度計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	① 17 度以上 28 度以下 ② 居室における温度を外気の温度より低くする場合その差を著しくしないこと
5. 相対湿度	0.5 度目盛の乾湿度計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	40%以上 70%以下
6. 気流	0.2m/s 以上の気流を測定することができる風速計及びこれらと同程度以上の性能を有するもの	0.5m/s 以下

(注) 厚生労働省令で定める特別の事情がある建築物は、大気中における一酸化炭素の含有率がおおむね 100 万分の 10 を超えるため、居室における一酸化炭素の含有率がおおむね 100 万分の 10 以下になるように空気を浄化して供給することが困難である建築物とし、厚生労働省令で定める数値は 100 万分の 20 とする。

※ 表中 1、2、3 に掲げる管理基準値について比較すべき数値は、1 日の使用時間中の平均値とする。この場合の平均値は、始業後、終業前の 2 時点において測定し、その平均値をもって当該平均値として差し支えない。

※ 表中、4、5、6 に掲げる管理基準値について比較すべき数値は、居室の使用時間中常時の値とする。

表 1.1.2 室内環境測定

## 第2節 照 度 測 定

### 1.2.1 測定結果の報告書

測定結果の報告は、第1編 第1章 第4節 1.4.6「業務の報告等」による。なお、測定の結果、表 1.2.1 の所要照度に適合しない場合は、その原因を追求し、施設管理担当者に報告する。

### 1.2.2 照 度 測 定

- (a) 測定方法は、JIS C 7612 (照度測定方法) によるものとし、測定機器は JIS C 1609 (照度計) の規格品とする。
- (b) 測定周期は、6 月に 1 回とする。
- (c) 測定個所は、特記による。

表 1.2.1 所要照度

作業の種類又は場所	所要照度 (ルクス)
○設計、○製図、○タイプ、○計算、○キーパンチャー等の作業	1、500 ～700
一般事務室、会議室、電子計算室、制御室等	700～300
書庫、玄関、廊下、洗面所、便所等	300～150
宿直室、洗場、湯沸室、浴室、機械室、更衣室、階段、倉庫等	150～ 70

○印の作業の場所は局部照明によってこの照度を得ても良い。この場合の全般照明の照度は局部照明による照度の 1/10 以上であること。